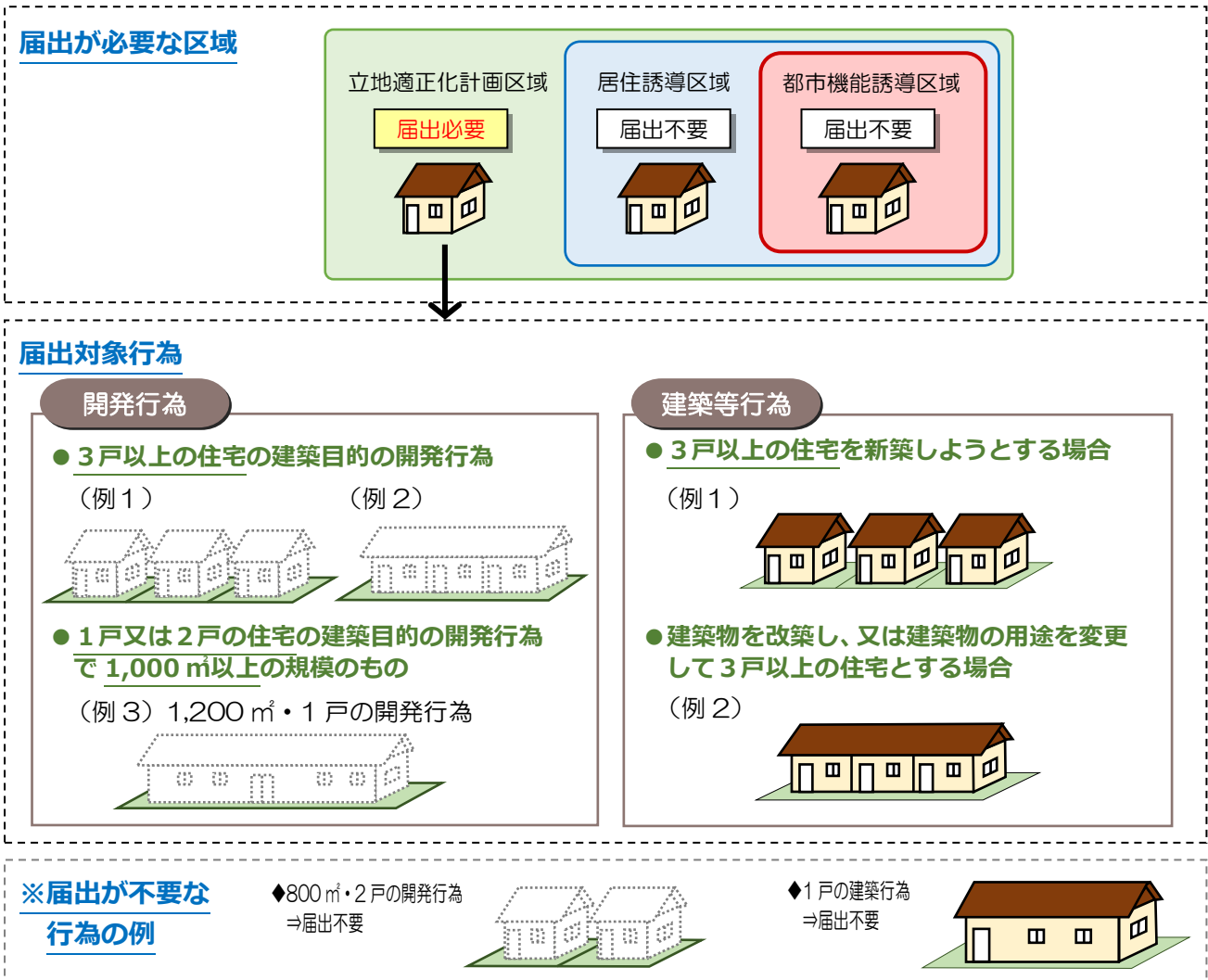


居住誘導区域外において一定規模以上の住宅の建築目的の開発や建築等を行う場合、または、都市機能誘導区域外において誘導施設の建築目的の開発行為や新築・改築等を行う場合や都市機能誘導区域内において誘導施設を休止、廃止しようとする場合には、原則として開発行為等に着手する30日前までに、市長への届出が義務付けられます。

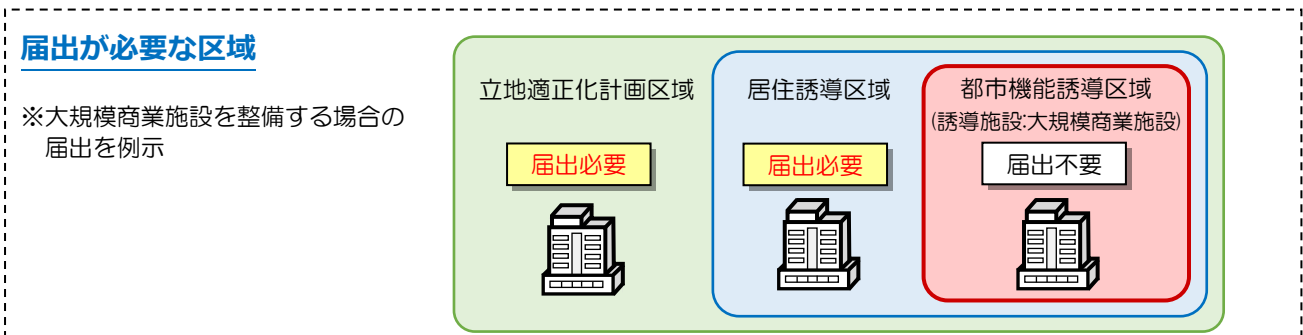
## ○居住誘導区域外における届出

居住誘導区域外において、下図の「届出対象行為」を行う場合に届出が必要です。



## ○都市機能誘導区域外における届出

都市機能誘導区域外において、9ページに示す誘導施設を有する建築物の開発行為、誘導施設を有する建築物の新築・改築または用途変更を行う場合に届出が必要です。

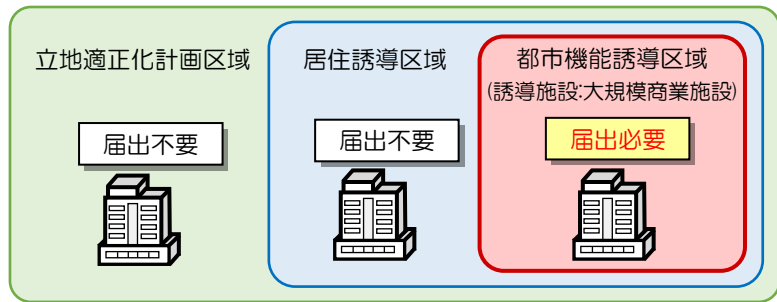


## ○都市機能誘導区域内における届出

都市機能誘導区域内において、9ページに示す誘導施設を休止または廃止しようとする場合に届出が必要です。

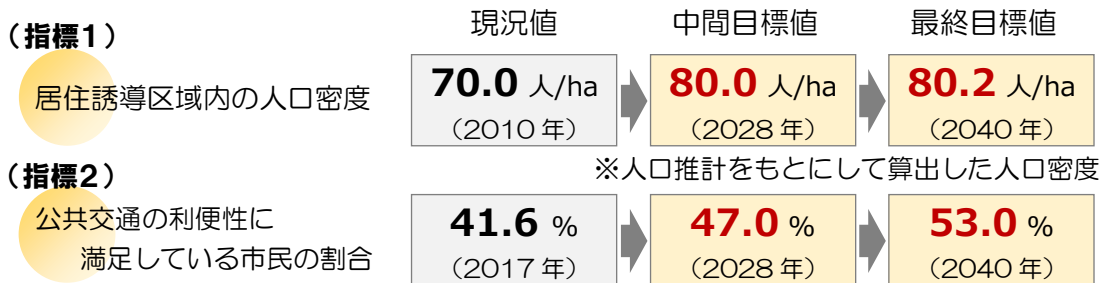
### 届出が必要な区域

※大規模商業施設を廃止する場合の届出を例示



まちづくりの理念や目指す将来像の実現に向けて、各種施策の進捗状況及びその効果を検証し、より効果的に計画を実現していくため、下記に示す指標に対し、目標値を設定します。

- (指標1) 将来の人口減少に伴って人口密度が低下すると、より身近な商業施設等が撤退し、生活の利便性が低下することが懸念されます。そこで、人口減少に転じる2040年までに居住誘導区域の人口密度を高めるため、『居住誘導区域の人口密度』を指標として設定します。
- (指標2) 本市は、「草津市立地適正化計画」「草津市版地域再生計画」「草津市地域公共交通網形成計画」と連携を図り、“コンパクトシティ・プラス・ネットワーク”の実現を目指します。また、これらの3計画は、「草津市健幸都市基本計画」とも連携して、まちの健幸づくりの観点から、“歩いて暮らせるまちづくり”の実現を目指します。いずれにおいても、公共交通ネットワークの充実・強化を図ることが重要であることから、『公共交通の利便性に満足している市民の割合』を指標として設定します。



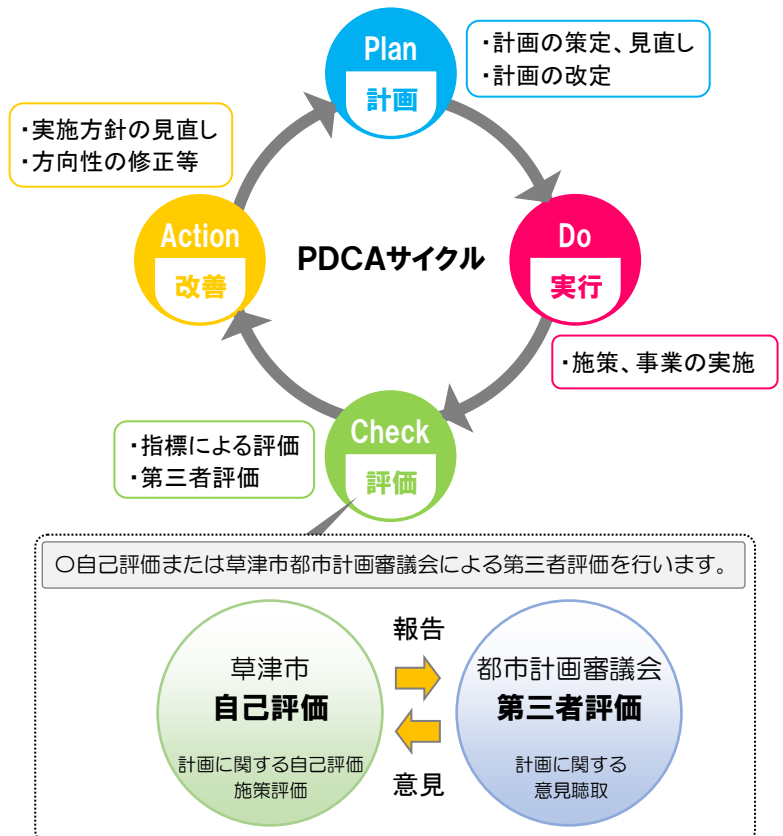
※「草津市のまちづくりについての市民意識調査」

# 計画の評価

まちづくりと都市計画の連動による集約型の都市づくりを実現するためには、コミュニティの主役である地域住民はもとより商業や医療などの様々な主体の参画を得る必要があります。本計画においては、市民と都市づくりに対する方向性を共有するための積極的な情報提供に取り組みます。

また、立地適正化計画は、概ね5年ごとに計画に記載された施策・事業の実施状況について評価を行い、計画の進捗状況や妥当性等を精査、検証することが望ましいとされています。本計画で目指すまちづくりに向けて、長期間にわたって計画的に施策を展開していく必要があることから、PDCAサイクルを基本とした適切な進捗管理を行います。

評価については、本市による自己評価と都市計画に関し専門性を有する草津市都市計画審議会における第三者評価を行い、評価結果を踏まえ、必要に応じて、本計画の見直しを行います。



草津市の未来のために

## 草津市立地適正化計画 概要版

(2018年10月)

【連絡先】住所：〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目13番30号  
TEL：077-561-2375 FAX：077-561-2486  
E-mail：tokei@city.kusatsu.lg.jp

